

認定看護師（CN） 更新審査の変更について

2028年度の審査から 申請に必要な自己研鑽が変わります ご確認ください

日本看護協会認定部（2026.6）の修正版_（2026.9更新）



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

国による地域包括ケアの推進、病院完結型から地域完結型への転換が図られる中、高い専門性を備えた看護師に対する社会的な期待がますます高まっています。

こうした背景を受け、より多くの資格認定者の皆さまに看護の現場で役割を発揮し活躍し続けていただくため、更新審査の申請要件を変更しました。2028年度には完全移行し、変更後の申請要件に基づく自己研鑽での申請が必要となります。

この度の変更により、皆さまの学びを支援するとともに、これまで以上に皆さまの日々の実践が可視化されエビデンスとして蓄積されることを目指します。

【申請資格及び申請書類の変更】

変更前	変更後（2028年度～）
< 看護実践 > ① 看護実践時間 2,000時間以上 ② 実践報告書 （1回目更新申請者のみ）	< 看護実践 > 問わない 証明資料の提出不要 → 提出不要 < 自己研鑽 > 審査対象期間（5年間）における60時間の研修受講 ※注意事項あり （詳細は3～4ページ参照）

左記の2点は
2025年度から
適用

審査対象期間（5年間）における60時間の研修受講*1

ただし、以下の場合、60時間の研修受講と同等とみなす。

- ・認定看護師教育課程の専任教員・主任教員を1年以上務めた場合
- ・筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を2回実施した場合*2
- ・筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を1回 と「30時間の研修受講」を実施した場合*1,*2

※研修受講のうち、12時間までは「自施設外での講師等としての講義時間」を充てることを認める。

【*1：研修に関する注意事項】

- ・国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修が該当する。
- ・申請には「研修主催者名、研修名、受講者氏名、受講年月日・期間、研修時間数」を確認できる受講証明が必要。
- ・大学院で履修した単位（時間数）は該当しない。
- ・研修あるいは講義時間は、みなし時間ではなく、60分を1時間とする実時間で申請すること。

次のページもご覧ください

【* 2：学術集会等での発表・論文掲載についての注意事項】

◆学術集会等での発表

学会の種類や発表方法は問わない。

発表内容は、専門分野の活動内容に限定しない。

発表内容が抄録等に記載されている場合、以下も申請可能。但し、自施設内発表は認めない。

- ・シンポジストやパネリスト
- ・研究会における発表

◆論文掲載

抄録等に掲載されている場合は、研究会における論文掲載も申請対象となる。

書籍や教科書は論文に該当しない。

自施設内の論文掲載は認めない。

※同一の演題名での学術集会等と論文掲載両方（複数回）の実績としての申請は認めない。

「資格認定制度お問合せ窓口」 （メールにてお問い合わせください）

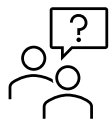
shinsei@nurse.or.jp

※件名の冒頭に【CN_更新審査】を明記してください。

※メール本文には、問合せ内容に加え、必ず氏名（フルネーム）・審査対象年度を記載ください。

※ご返信までに3～4 営業日いただく場合がございます。

※審査判定に関わる個別の内容については、お答えできかねます事をあらかじめご了承ください。



よくある質問に対するFAQを別途掲載しています。
お問い合わせの前に、お目通しください。